

下記の業務について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県流域下水道事業財務規則（平成31年静岡県規則第35号）第160条において準用する静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和3年5月28日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

都生第00001号

(2) 業務名

令和3年度静岡県流域下水道事業公営企業会計支援業務委託（その2）

(3) 業務内容

要領及び入札説明書による

(4) 業務期間

契約日から令和4年3月15日の間

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本県における一般業務委託の競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 監査法人（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3に規定する監査法人をいう。）又は税理士法人（税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の2に規定する税理士法人をいう。）であること。

(4) 平成23年度以降に、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道事業に係る公営企業会計支援業務の実績を有すること。

(5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、3の(1)、(3)、(4)及び(7)に掲げる事項を証明する書類（入札説明書に定めた入札参加資格確認申請書）を令和3年6月9日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午後1時までに入札説明書等の交付場所に提出しなければならない。

5 入札説明書等を示す場所等

(1) 入札説明書等の交付期間

公告日から令和3年6月8日（火）までの日の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(2) 入札説明書及び契約条項を示す場所、入札説明書・要領の交付場所並びに問い合わせ先

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局生活排水課 電話054-221-3189

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和3年6月23日（水） 午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館14階交通基盤部第3会議室

(3) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出する入札書及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 詳細は入札説明書による。